K_{16} ＝ 1.034
K_{17} ＝ 0.932
K_{18} ＝ 0.898
K_{19} ＝ 0.881

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。）に別表第3の9Aに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 14 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{14} ＝ 1.000
M_{15} ＝ 1.136
M_{16} ＝ 1.034
M_{17} ＝ 0.932
M_{18} ＝ 0.898
M_{19} ＝ 0.881

K_{16} ＝ 1.033
K_{17} ＝ 0.917
K_{18} ＝ 0.883
K_{19} ＝ 0.867

α　第 1 号算式の符号 α に同じ。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 13 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{13} ＝ 1.000
M_{14} ＝ 1.000
M_{15} ＝ 1.117
M_{16} ＝ 1.033
M_{17} ＝ 0.917
M_{18} ＝ 0.883
M_{19} ＝ 0.867